令和８年度　公園等基本分析業務委託

仕　様　書

令和８年１０月

愛川町 建設部 都市施設課

第１章　総則

（適用範囲）

第１条　本仕様書は、愛川町（以下、「発注者」という。）が発注する「令和８年度　公園等基本分析業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用するものとする。

（業務目的）

第２条　本業務は、発注者が管理する児童遊園地（５６箇所）及び都市公園（２１箇所）の公園施設について、安全性の確保及びライフサイクルコスト縮減の観点から、予防保全的管理による長寿命化対策や計画的な公園統廃合を検討するために行うものである。

（準拠する法令等）

第３条　本業務は、本仕様書によるほか、以下の関係法令等に準拠して行うものとする。

(1) 都市公園法、同法施行令及び施行規則
(2) 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）
(3) 遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-2024（一般社団法人日本公園施設業協会）
(4) 公園施設長寿命化計画策定指針(案)【令和７年３月改訂版】(国土交通省都市局)
(5) 地理空間情報活用推進基本法
(6) 地理空間情報活用推進基本計画（国土地理院）
(7) 都市計画ＧＩＳ標準化ガイドライン(案)（建設省都市局都市計画課）
(8) 都市計画ＧＩＳ導入ガイダンス（国土交通省）
(9) その他関係法令、通達等

（企業要件）

第４条　受注者は、令和３年４月１日から令和８年３月３１日までに、日本国内において、下記のいずれかの業務を履行し、完了した実績を有している者（共同企業体の構成員として行った場合においては、代表者として行った者）であること。

(1) 公園施設長寿命化計画策定指針(案)（国土交通省都市局）に基づく公園施設長寿命化計画の策定又は改定業務
(2) 地方公共団体における当該自治体全域を対象とした公園統廃合等に関する計画の策定又は改定業務

２　以下の資格を全て保有していること。

(1) ISO9001：品質マネジメントシステム（日本産業規格 JISQ9001）
(2) ISO14001：環境マネジメントシステム（日本産業規格 JISQ14001）
(3) 日本産業規格 JISQ15001 及び JISQ15001 に基づいたプライバシーマーク
(4) ISO27001：情報セキュリティマネジメントシステム（日本産業規格 JISQ27001）
(5) レジリエンス認証（内閣官房国土強靭化推進室）

３　受注者は、業務実績（TECRIS において契約期間、契約相手方、業務内容を判断）及び各種資格証を契約時に提出しなければならない。

（配置技術者）

第５条　受注者は、発注者の意図及び目的を十分に理解した上で、以下の条件を満たした各技術者を配置するものとする。

(1) 管理技術者

ア　技術士（建設部門：都市及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画）又はRCCM（造園）の資格を有すること

イ　過去５年以内に地方公共自治体が発注した公園施設長寿命化計画又は地方公共団体における当該自治体全域を対象とした公園統廃合等に関する計画の策定又は改定業務の従事実績を有する者を配置すること。

(2) 照査技術者

空間情報総括監理技術者（公益社団法人日本測量協会認定）又は同資格の受験資格を有すること。なお、同資格の受験資格を有する者は、その条件を証明する任意の証明書を添付すること。

(3) 担当技術者

担当技術者のうち、１名を主たる担当技術者とし、主たる担当技術者は、公園施設長寿命化計画策定指針（国土交通省都市局）に基づく公園施設長寿命化計画又は地方公共団体における当該自治体全域を対象とした公園統廃合等に関する計画の策定又は改定業務に、担当技術者として関わった実績を有する者を配置すること。

２　配置する各技術者は、社員である公的証明書及び資格証明書の写しを契約時に提出しなければならない。

３　管理技術者と照査技術者の兼務はできないものとする。

（計画書等の提出）

第６条　受注者は、本業務着手に先立ち、本仕様書及び準拠法令等の内容を把握し、契約締結後、速やかに工程表、業務着手届、管理技術者届、照査技術者届、管理技術者経歴書、照査技術者経歴書、作業実施計画書及び各資格に係る登録証の写しを発注者に提出し承諾を受けるとともに、作業実施期間中は進捗状況を随時報告するものとする。

（手続き及び損害賠償）

第７条　本業務に必要な諸手続きは、受注者の責任において行い、その写しを発注者に提出しなければならない。また、受注者側作業に起因する諸事故に対しての一切の責任は受注者が負い、発生原因、経過、被害等の状況を発注者に速やかに報告するとともに発注者の指示に従うものとする。

（完了及び検査）

第８条　受注者は、本業務完了後に管理技術者立会いの下、発注者による成果品の検査を受けるものとし、発注者が合格と認めた時点で成果品を引き渡し、本業務の完了とする。

２　受注者は、業務完了届を発注者に提出する際には、成果品の整備がすべて完了していなければならない。

３　発注者は、管理技術者の立ち会いの上、本業務の状況について、書類、記録及び写真等により、本業務の完了確認及び成果品等の検査を行うものとする。

４　発注者から本仕様書の定めに適合しないものとして修正の指示があった場合は、受注者は速やかに修正を行い、再検査を受けるものとする。

（成果品の瑕疵）

第９条　本業務完了後、受注者の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合には、発注者が必要と認める修正、補正及びその他必要な作業を受注者の負担で行うものとする。

（成果品の帰属）

第１０条　本業務における成果品については、全て発注者に帰属するものであり、発注者の承諾を受けず複製し又は他に公表・貸与してはならないものとする。

（疑義）

第１１条　本仕様書及び第３条の法令等に明示なき事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者はその都度協議し、決定するものとする。

（秘密の保持）

第１２条　受注者は、本業務を通じて知り得た事項について、その一切を発注者の許可なしに他に漏らしてはならない。

（一括再委託等の禁止）

第１３条　受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

２　受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

（委託期間）

第１４条　本業務の委託期間は、契約締結日から令和９年３月３１日までとする。

第２章　　業務内容

（業務箇所）

第１５条　本業務で対象とする公園は、別紙１「対象公園一覧表」のとおりとする。

（貸与資料）

第１６条　貸与資料は以下のとおりとする。

(1) 第６次愛川町総合計画
(2) 愛川町都市マスタープラン（令和８年３月一部改定）
(3) 愛川町緑の基本計画（令和３年３月）
(4) あいかわ子ども･子育てプラン（第３期）
(5) 愛川町公園等配置適正化基本方針（令和８年７月）
(6) 公園等遊具安全点検結果報告書
(7) 都市公園台帳・調書データ

(8) その他関連資料

なお、各種データ形式等は協議の上決定するものとする。また、貸与資料について、その重要性を認識し良識ある判断に基づき資料の破損、損失、盗難等の事故のないように取り扱うものとし、業務終了後又は発注者が返却を求めた場合は速やかに現品を返却するものとする。

（作業の打合せ）

第１７条　発注者及び受注者は、常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容について、その都度打合せ記録簿に記録し相互に確認するものとする。打合せは初回、中間１回、納品時の３回を予定するものとする。

２　本業務の履行にあたり、必要な打合せを追加するものとする。

（計画準備）

第１８条　計画準備は、業務遂行に向けて業務計画書を作成するとともに、業務の効率的な実施に向けて工程の立案及び人員の配置等の検討を行うものとする。

（町の現況分析）

第１９条　町の現況を把握するための公園を対象とした机上でのＧＩＳ分析を行う。現況分析に当たっては、上位関連計画、人口分布、都市公園等の配置状況、都市公園等の管理状況等を整理し取りまとめる。

２　各公園等の誘致範囲を設定した上で、公園等の供給過多エリア及び供給不足エリアについても分析を行い、公園等配置適正化に向けた基本情報の整理を行う。

３　各公園等の周辺の年齢別人口分布及び将来人口推計データを活用し、現在並びに将来ニーズの分析を行う。

４　ＧＩＳ分析の結果は、グラフィカルな分析マップやカバー人口の客観的エビデンスを用い、住民等が分かりやすい資料とする。

（課題の整理）

第２０条　現況分析の結果を踏まえ、町における都市公園等の再編に向けた課題を整理する。

２　近接する公園等で役割を分担・補完し、利用者が目的に応じて使い分けられる魅力的な公園整備を実現するため、機能の再定義を行う。

（評価項目の設定）

第２１条　各公園における再編の方向性を検討するための評価項目を設定する。また、適正化に向けた整備の方向性についてフロー図等を用いて作成する。

２　評価項目の設定については、発注者、受注者が協議の上、決定する。

（報告書の作成）

第２２条　上記の内容を報告書として取りまとめる。

（成果品）

第２３条　納入する成果品は以下のとおりとする。

(1) 令和８年度　公園等基本分析業務委託調査報告書　・・・Ａ４版製本１部

電子データ(CD-R 等)　２枚

(2) 作成したＧＩＳデータ／位置図データ（Shape 形式、定義書を含む）

・・・電子データ(CD-R 等)　２枚

(3) 報告書作成に使用した資料等（現況分析及び課題の整理のために作成した図等の資料、評価項目設定の根拠資料、打合せ議事録等）　・・・電子データ(CD-R 等)　２枚

２　前項の電子データは、保存する媒体の容量によっては、全て１枚の媒体にまとめても支障ない。１枚にまとめた場合には、複製したものを含めて２枚提出するものとする。

なお、形式を指定している電子データ以外は、エクセル形式又はワード形式等適切なファイル形式で作成の上、媒体に格納するものとする。

（支払い）

第２４条 支払い方法は、業務完了後に一括払いとする。

（その他）

第２５条　受注者は、本プロポーザル審査において提出した提案書類の内容を誠実に履行すること。また、提案書類は本仕様書を補完するものとして取り扱う。